

〈調査要領〉

1. 調査対象施設について

「国家機関の建築物等」とは国有財産のうち行政財産に属するもので、エレベーターが設置している施設とします。独立行政法人等が所有する施設は対象外としますが、独立行政法人等が管理又は使用している施設のうち、国有財産については調査対象とします。なお、借入施設は対象外とします。

2. 調査内容について

調査対象エレベーターは、人の乗降の用に供するエレベーターとします。小荷物専用昇降機やかごのない段差解消昇降機等は除きます。

3. 調査方法について

別添記入様式の注を参考のほか、下記により記載してください。

- 1) 「不具合等の件数」には、次の「不具合等の例」に該当する事例の総件数を記入してください。対象期間は平成17年4月以降の事例とします。

ただし、人災事故など重大な不具合等については、左記期間に限らず、備考欄にその不具合の内容を記載してください（わかる範囲で結構です。）

なお、地震等の災害に起因するものは除きます。

不具合等の例

- ・閉じ込め
- ・ドアのはずれ
- ・ドアの開閉異常
(ドアが開いたままで作動しなくなる、ドアが開閉を繰り返す、
ドアが閉じた時に人や物を挟み込んだままになる)
- ・ドア開の状態でかごが動く
- ・床の段差（停止時に床との段差が5 cm以上生じ、調整されない）
- ・停止ボタンを押した階に止まらない
- ・極端な騒音、異常音がある

4. 報告について

- 1) 貴府省等に外局等がある場合は、調査結果を別に集計して報告してください。
- 2) 合同庁舎等の複数官署が入居している施設の場合は、管理官署が当該施設の調査を実施し、結果を取りまとめたうえで報告してください。

5. その他

- 1) 調査に当たって不明な点がありましたら、本件連絡先のほか、国土交通省各地方整備局等営繕部までお問い合わせください。
- 2) 本調査結果を踏まえ、今後、追加の調査を依頼する可能性がありますので、その際にはご協力をお願いします。